

令和元年6月27日

亀井委員

昨今も地震があり、雨も多くて洪水もあり、災害も多いものですから、地震、災害時のライフラインの応急対応について何点かお聞きしたいと思います。

新たな水道事業経営計画では、災害時に強い水道づくりとして危機管理体制の確立を図ることとしておりました。昨年、本会議で私が災害時における県営水道の受援体制の強化や他の水道事業体等の応援受け入れを円滑に行う体制の整備について何点か質問をさせていただいたと思います。その後の取り組みについて少し掘り下げて何点かお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本年3月、香川県広域水道企業団と相互応援に関する協定を新たに締結したということですが、その他の公営水道と相互応援の協定を今現在結んでいるのか、どういうところと結んでいるのか、それを確認させていただけますか。

計画課長

現在、県営水道が個別に協定を結んでいる県外の水道事業体は香川県広域水道事業団のほか、平成7年に千葉県水道局と、平成8年に静岡県企業局と協定を結んでおります。このほかに全国の水道事業体が加盟します日本水道協会のネットワークによる相互の支援体制があります。

亀井委員

千葉県、静岡県、あとは日本水道協会、いわゆる日水協というところで、今三つお答えいただいたのですが、これらのほかに今後協定を結ぶ予定のところはあるのですか。考えているところ、方向性があれば教えてください。

計画課長

個別の協定を締結することは、災害対策上重要であると認識してはおりますが、今現在のところ新たに締結する見通しはありません。

亀井委員

見通しが無いということですが、香川県は四国ですから、少し遠いという感覚が私にあって、関東大震災クラスの地震が来れば千葉や静岡などは神奈川と同じように被災します。そこから助けを求めようとも結構難しいと思っているのです。今度、香川となると少し遠いかということがあるので、その中間で何か考えるべきだと思うのですが、どうですか。

公民・広域連携担当部長

委員から御指摘のように香川はかなり距離が離れていることはもちろん承知をしているところです。昨年この県外の事業体と協定を結ぶに当たっては東海、中部、近畿、いろいろな事業体にも声をかけさせていただいております。ただ、県営水道は給水人口280万人で、全国4位の水道事業体で、応援、協定を結ぶ相手としてもある程度の規模のある事業体というところが必要になってきております。また、大都市圏は相互に協定を結んでいるところもありまして、なかなか候補者として多くは見つからないのが現状です。ただ、委員がおっし

やったように、災害時に一つでも多くの事業体に応援に駆けつけていただきたいことから、引き続きいろいろな機会を通して他の事業体とも意見交換をしながら協定の新たな締結先については模索をしていきたいと考えています。

亀井委員

そうしましたら、今回、3月に香川県広域水道企業団との相互応援協定ということで結んだのですが、その経緯を教えてもらってよいですか。

公民・広域連携担当部長

香川県とは、実は全国の水道技術管理者の集まる会議の中で、香川県が昨年度県内一水道という形で統合したというお話を聞きまして、そういった中でお互いに広域水道としてのつながりという中で意見交換をした結果、香川県としても新しいというか、災害時の協定を結ぶ先を探しているというお話をいただきました。先ほどもありましたように、距離的には少し離れているところがありますが、規模や末端給水まで行っている事業の体系からいっても協定を結ぶべき相手方としてふさわしいのではというところで、昨年末あたりから具体的な協議を始めさせていただいて、お互いの合意が得られたことで3月に協定締結に至ったところです。

亀井委員

次ですが、災害時の相互応援について全国の水道事業体が加盟しております日本水道協会、いわゆる日水協のネットワークがある中で、他の水道事業体と個別に協定を結ぶ理由は何なのでしょう。

計画課長

日本水道協会の枠組みは全国レベルの広域的な互助の仕組みであり、被災時にはもちろん、この取り組みによる広域的な支援も必要であると考えています。その上で個別に協定を締結する理由としては、あらかじめ応援事業体が決まっていることで貸し出し可能な応急給水資材や修理材料の備蓄状況など、災害対策に係る情報を交換しておくことで事前の準備が可能となり、災害が起こった際には迅速かつ円滑な応急活動の展開を期待できることが挙げられます。

亀井委員

事前の準備が大事です。準備が8割です。事業体に応援に来てもらったときに、一体何をしてもらおうかということと、来てもらったところも含めてどこがコントロールするかはどうでしょうか。

計画課長

まず応援に来ていただいた事業体に何をさせていただくかということですが、大規模な災害等で水道施設が被害を受けた場合には、応援事業体に応急給水活動や施設の復旧活動を行ってもらうこととしております。

まず応急給水活動ですが、応急給水は市町の役割とされておりまして、県営水道が要請し受け入れた応援事業体を市町に引き継ぎ、市町の災害対策本部の指示により応急給水活動を行うこととなります。主な作業内容ですが、県営水道の災害用指定配水池や浄水場において給水車に飲料水を補給し、市町が指定した給水拠点や避難先等まで運搬し、被災者の方々に給水を行うものです。

次に、応急復旧活動ですが、こちらは県営水道の営業所に設置する対策本部の指示のもとで、その配水管、給水管の修理に加えまして管路の漏水調査を行

ってもらおうことになっております。

したがいまして、応急給水活動につきましては市町の指示のもと、応急復旧活動につきましては県営水道の営業所等で指示を行うものとなります。

亀井委員

次ですが、本年3月に策定をされました災害時応急事業体用のマニュアルを作成したのですが、これはホームページにも掲載されたということですが、このマニュアルの目的は何ですか。

計画課長

大規模災害時に県営水道の給水区域で応急活動をしてもらう水道事業体向けに、事前準備や実際の応急活動等について応援に来る前に知っておいてもらいたいことをまとめたマニュアルを作成いたしました。このマニュアルをホームページ上に公開することで、応援事業体が事前に確認することができるため、応援に際し必要な最低限の情報を得ていただくことにより、迅速かつ円滑な応急活動につなげることを目的としております。

亀井委員

熊本の地震だったか、水道がやられて他県から応援に行ったときに、他県で使っている水道管の大きさや工法、修理をするまでの過程が違って、皆さんが困ったということもあってマニュアルをつくり、さらにそれもホームページに公開することによって事前にわかっていたかということですか。

このマニュアルはつくるのが目的ではなくて、つくってそれを活用していただくことによってどういう効果を生むかということが大事だと思うのです。今の目的とも少し重なってしまうかもしれないが、効果が大事なのであって、この効果を高めるために、今後このマニュアルをどのように活用していくのですか。

計画課長

今回策定いたしましたマニュアルは総括的な内容をまとめさせていただいたものでありますので、さらに実効性を高めるためには、今後応急給水を行う給水拠点や避難先等の案内図や必要な資材、想定される給水量などを共通のフォーマットで整理するなど、市町と共同して準備、整理していきたいと考えております。

また、相互応援協定を締結している事業体との合同訓練を実施し、マニュアルの実効性を確認するとともに逐次内容を見直すなど、マニュアルの充実を図っていきたいと考えております。

亀井委員

応急給水は市町の仕事ですから、市町との連携、資機材などもこれから入れるのかもしれないが、これはバージョンアップするのにどのぐらいかかりそうなのですか。もちろん徐々によくなっていくのかもしれませんが、急いでやらなければいけないこともあります。どのぐらいの時間を要するのですか。

計画課長

どこを目指すかということになるかとは思いますが、順次整備していくという考えですので、一つ一つ1年程度の単位で整備できればと考えています。

亀井委員

1年後に災害が来るかどうかはわかりませんが、そこは可及的速やかにやらなければならないと思うのです。1年という単位ですが、そのようなのんびりした考え方ではなくて、少しでも前倒しできるように取り組んでいただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

計画課長

その方向で頑張らせていただきたいと思います。

亀井委員

具体的にどこまでという話がないですが、可及的速やかに進めていただきたいということを要望しておきます。

次の質問ですが、上水道のことを聞いたので、下水道の話もお聞きしたいと思います。

下水道施設の耐震対策も含めた支援体制をお聞きします。神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定についてですが、まずこれは午前中に報告がありました。流域下水道事業に地方公営企業法を適用して健全な事業運営を図ることが言われて、それは大変重要なことと私も思っているところです。また、健全な事業運営のためには、今企業庁ともいろいろやり取りをしましたが、災害対策も大変重要なので、この2点のお話を聞きたいなと思っています。

まず、神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例を設定するという理由は何ですか。

下水道課長

下水道事業は地方財政法におきまして水道事業と同じく公営企業の一つとして規定されておりますが、地方公営企業法を適用することにつきましては任意でありまして、地方公共団体の自主的な判断に任されています。そこで条例によりまして下水道事業に地方公営企業法を適用すること、また全部適用か財務規定等のみの一部適用か、その適用の範囲を明確にすることが条例制定の理由です。

亀井委員

一部適用か、それとも全部適用かという話だったのですが、今回はどちらでしたか。全部適用を目指してやるのですか。

下水道課長

今回は下水道事業では一部適用です。地方公営企業法では、財務、組織体制、職員の身分取り扱いにつきましては、水道のように全部適用という場合もありますが、財務だけを適用する一部適用もございます。全部適用では組織体制は原則として管理者を設置しますが、管理者が職員の任免、予算、決算、出納、執行などの権限を有しておりまして、職員は企業職員として事務を行います。一方、一部適用では組織体制や職員の身分は現状とは変わりませんが、主に財務に関する規定を適用するものでありまして、具体的には会計方式を官公庁会計から複式簿記の企業会計に変えるものです。

亀井委員

一部適用と全部適用のその定義はわかっているのですが、これから全部適用を目指すのですか。

下水道課長

適用につきましては、全部適用も含めて検討しました。ただし、本県の流域下水道事業の組織体制や、それから職員の数を踏まえますと、現行の体制を大きく変えなくても、公営企業としての経営の基盤の強化は図られると考えまして一部適用と判断いたしました。

亀井委員

わかりました。次に、流域下水道事業に地方公営企業法を適用するという事なのですが、これまでと具体的に変わるところで、今の簿記の話はいいとして、具体的に何がどう変わるのでしょうか。

下水道課長

3点あると考えています。まず1点目が、財務諸表等ができますので経営成績や財政状況を正確に把握できる。これらを客観的に評価、判断できますので、経営の効率化ができると考えています。

2点目は、施設の資産評価を会計に取り入れますので老朽化の状態が把握できます。将来的な財政投資も踏まえた施設の更新計画等の策定に活用できると考えています。

3点目は、県民や流域関連市町に対してさまざまな経営上の指標をわかりやすく開示できることです。

これらによりまして、将来に向けて安定的な下水道事業の運営が可能です。

亀井委員

これは令和2年4月から条例の施行という話なのですが、今おっしゃった3点、例えば固定資産評価、または会計システムの構築、もう一つは流域関連市町との調整等になるのですが、これは、今、令和2年4月を目途に進めてくださっていると思うのですが、進捗はどのぐらい進んでいるのですか。

下水道課長

まず、システムの構築ですが、システムは今年10月から令和2年度予算の策定に向けて一部稼働する予定ですので、進捗としましてはほぼ半分ぐらいは進んでいます。

それから、重要な資産評価も鋭意進めておりまして、上半期に全て終えてそのシステムに入れるというところで、ほぼ8割方終わっていると考えています。

それから最後の調整ですが、流域関連市町、それから庁内調整も含めまして、これは現在鋭意進めておりまして、ほぼ懸案については問題提起したところですが、令和2年4月に向けて進めている状況です。

亀井委員

鋭意努力をされていることがよくわかりました。今までの話の中では、法適用による経営基盤の強化は今準備を進めているという話なのですが、災害に強い施設づくり、体制の確保も、先ほど申しましたように耐震化対策等も含めて大事なのですが、下水道施設の耐震化対策、今までやってきたことは触れながら、これからどういうところを進めていこうと思っておりますか。

下水道課長

耐震対策ですが、大きく管渠と処理場、ポンプ場に分けて行っています。

管渠につきましては、地中深く埋設されておりまして、過去の実績から比較

的被害が少ないと想定しておりますが、破損等が生じやすい管渠の継手部や橋梁の添架部につきましては耐震診断や現地調査を行いまして、施設の状況の把握に努めています。

処理場及びポンプ場につきましては、管渠に優先して取り組んでおりますが、特に処理場の重要な機能であります下水を施設に取り込んで処理して消毒、放流するという一連の機能を失わないことを目標に、必要な施設の耐震工事を進めています。現在、処理場の耐震対策は相模川、酒匂川流域の4処理場におきまして、全236施設の耐震強度を確認しましたが、最新の耐震基準に照らし合わせますと111施設で強度が不足しておりました。このため、この対策につきましては鋭意進めておりまして、平成30年度末時点では約6割の施設で耐震の強度が確保されています。

亀井委員

わかりました。深掘りはしないのですが、前回の常任委員会の際に質問させていただいたのは、皆さん方の職種は人繰り、資金繰りや時間繰りが大事であって、特に人繰りの中では外国人労働者の話はさせていただいたのですが、今後県だけではなくて技術職員の大量退職が起こる可能性がある中で、技術の継承やノウハウの承継などが一番大切になってくるのですが、今後の人材の登用、人材の育成、技術職だったら一番大事な人繰りなのですが、このところをどのように考えていますか。具体には、例えば職員の採用についていろいろ考えがあれば教えていただきたいし、職員の例えば人事交流なども含めてですが、その辺のところでは何かお考えがあれば、特にお聞きしたいと思っています。

下水道課長

委員が今お話のとおり、下水道に関しましてもヒト・モノ・カネの関係につきましては非常に重く考えています。特にヒトの話につきましては、下水道は非常に特殊な技術でありまして、人事交流や技術の継承を非常に重要に考えています。現在検討中ですが、例えば広域化という観点から市町村間の交流や下水道職員の技術の継承の研修や、具体的な技術が皆さんに伝達できるようなことを考えていきたいと考えています。

亀井委員

採用のことで何か考えられることはないですか。

県土整備局管理担当課長

採用につきましては、基本的に人事委員会や人事委員会事務局で採用選考を行っているところですが、県土整備局といたしましても独自に人材確保ということで、出身大学への訪問やインターンシップ、また公募資料パンフレットの改善等、もしくは土木等の現場見学等の開催という形で採用確保に取り組んでいるところはあります。

亀井委員

人材の登用、育成について、今おっしゃったことでは少々甘いのではないかと思いますし、これは県土整備局だけではなくて企業庁ももちろんですので、これからのことを考えて人繰りの部分、人材の育成をどのように考えていくか、どのように捉えていくかということ念頭に置きながら事業を進めていただきたいということを要望して質問を終わります。

亀井委員

昨今も地震があり、雨も多くて洪水もあり、災害も多いものですから、地震、災害時のライフラインの応急対応について何点かお聞きしたいと思います。

新たな水道事業経営計画では、災害時に強い水道づくりとして危機管理体制の確立を図ることとしておりました。昨年、本会議で私が災害時における県営水道の受援体制の強化や他の水道事業体等の応援受け入れを円滑に行う体制の整備について何点か質問をさせていただいたと思います。その後の取り組みについて少し掘り下げて何点かお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本年3月、香川県広域水道企業団と相互応援に関する協定を新たに締結したということですが、その他の公営水道と相互応援の協定を今現在結んでいるのか、どういうところと結んでいるのか、それを確認させていただけますか。

計画課長

現在、県営水道が個別に協定を結んでいる県外の水道事業体は香川県広域水道事業団のほか、平成7年に千葉県水道局と、平成8年に静岡県企業局と協定を結んでおります。このほかに全国の水道事業体が加盟します日本水道協会のネットワークによる相互の支援体制があります。

亀井委員

千葉県、静岡県、あとは日本水道協会、いわゆる日水協というところで、今三つお答えいただいたのですが、これらのほかに今後協定を結ぶ予定のところはあるのですか。考えているところ、方向性があれば教えてください。

計画課長

個別の協定を締結することは、災害対策上重要であると認識してはおりますが、今現在のところ新たに締結する見通しはありません。

亀井委員

見通しが無いということですが、香川県は四国ですから、少し遠いという感覚が私にあって、関東大震災クラスの地震が来れば千葉や静岡などは神奈川と同じように被災します。そこから助けを求めようとも結構難しいと思っているのです。今度、香川となると少し遠いかということがあるので、その中間で何か考えるべきだと思うのですが、どうですか。

公民・広域連携担当部長

委員から御指摘のように香川はかなり距離が離れていることはもちろん承知をしているところです。昨年この県外の事業体と協定を結ぶに当たっては東海、中部、近畿、いろいろな事業体にも声をかけさせていただいております。ただ、県営水道は給水人口280万人で、全国4位の水道事業体で、応援、協定を結ぶ相手としてもある程度の規模のある事業体というところが必要になってきております。また、大都市圏は相互に協定を結んでいるところもありまして、なかなか候補者として多くは見つからないのが現状です。ただ、委員がおっしゃったように、災害時に一つでも多くの事業体に応援に駆けつけていただきたいことから、引き続きいろいろな機会を通して他の事業体とも意見交換をしながら協定の新たな締結先については模索をしていきたいと考えています。

亀井委員

そうしましたら、今回、3月に香川県広域水道企業団との相互応援協定ということで結んだのですが、その経緯を教えてください。

公民・広域連携担当部長

香川県とは、実は全国の水道技術管理者の集まる会議の中で、香川県が昨年度県内一水道という形で統合したというお話を聞きまして、そういった中でお互いに広域水道としてのつながりという中で意見交換をした結果、香川県としても新しいというか、災害時の協定を結ぶ先を探しているというお話をいただきました。先ほどもありましたように、距離的には少し離れているところがありますが、規模や末端給水まで行っている事業の体系からいっても協定を結ぶべき相手方としてふさわしいのではというところで、昨年末あたりから具体的な協議を始めさせていただいて、お互いの合意が得られたことで3月に協定締結に至ったところです。

亀井委員

次ですが、災害時の相互応援について全国の水道事業者が加盟しております日本水道協会、いわゆる日水協のネットワークがある中で、他の水道事業者と個別に協定を結ぶ理由は何なのでしょうか。

計画課長

日本水道協会の枠組みは全国レベルの広域的な互助の仕組みであり、被災時にはもちろん、この取り組みによる広域的な支援も必要であると考えています。その上で個別に協定を締結する理由としては、あらかじめ応援事業者が決まっていることで貸し出し可能な応急給水資材や修理材料の備蓄状況など、災害対策に係る情報を交換しておくことで事前の準備が可能となり、災害が起こった際には迅速かつ円滑な応急活動の展開を期待できることが挙げられます。

亀井委員

事前の準備が大事です。準備が8割です。事業者に応援に来てもらったときに、一体何をしてもらおうかということと、来てもらったところも含めてどこがコントロールするかはどうでしょうか。

計画課長

まず応援に来ていただいた事業者に何をさせていただくかということですが、大規模な災害等で水道施設が被害を受けた場合には、応援事業者に応急給水活動や施設の復旧活動を行ってもらうこととしております。

まず応急給水活動ですが、応急給水は市町の役割とされており、県営水道が要請し受け入れた応援事業者を市町に引き継ぎ、市町の災害対策本部の指示により応急給水活動を行うこととなります。主な作業内容ですが、県営水道の災害用指定配水池や浄水場において給水車に飲料水を補給し、市町が指定した給水拠点や避難先等まで運搬し、被災者の方々に給水を行うものです。

次に、応急復旧活動ですが、こちらは県営水道の営業所に設置する対策本部の指示のもと、その配水管、給水管の修理に加えまして管路の漏水調査を行ってもらうことになっております。

したがって、応急給水活動につきましては市町の指示のもと、応急復旧活動につきましては県営水道の営業所等で指示を行うものとなります。



亀井委員

次ですが、本年3月に策定をされました災害時応急事業体用のマニュアルを作成したのですが、これはホームページにも掲載されたということですが、このマニュアルの目的は何ですか。

計画課長

大規模災害時に県営水道の給水区域で応急活動をしてもらう水道事業体向けに、事前準備や実際の応急活動等について応援に来る前に知っておいてもらいたいことをまとめたマニュアルを作成いたしました。このマニュアルをホームページ上に公開することで、応援事業体が事前に確認することができるため、応援に際し必要な最低限の情報を得ていただくことにより、迅速かつ円滑な応急活動につなげることを目的としております。

亀井委員

熊本の地震だったか、水道がやられて他県から応援に行ったときに、他県で使っている水道管の大きさや工法、修理をするまでの過程が違って、皆さんが困ったということもあってマニュアルをつくり、さらにそれもホームページに公開することによって事前にわかっていたかということですか。

このマニュアルはつくるのが目的ではなくて、つくってそれを活用していただくことによってどういう効果を生むかということが大事だと思うのです。今の目的とも少し重なってしまうかもしれないが、効果が大事なのであって、この効果を高めるために、今後このマニュアルをどのように活用していくのですか。

計画課長

今回策定いたしましたマニュアルは総括的な内容をまとめさせていただいたものでありますので、さらに実効性を高めるためには、今後応急給水を行う給水拠点や避難先等の案内図や必要な資材、想定される給水量などを共通のフォーマットで整理するなど、市町と共同して準備、整理していきたいと考えております。

また、相互応援協定を締結している事業体との合同訓練を実施し、マニュアルの実効性を確認するとともに逐次内容を見直すなど、マニュアルの充実を図っていきたいと考えております。

亀井委員

応急給水は市町の仕事ですから、市町との連携、資機材などもこれから入れるのかもしれないが、これはバージョンアップするのにどのぐらいかかりそうなのですか。もちろん徐々によくなっていくのかもしれませんが、急いでやらなければいけないこともあります。どのぐらいの時間を要するのですか。

計画課長

どこを目指すかということになるかとは思いますが、順次整備していくという考えですので、一つ一つ1年程度の単位で整備できればと考えています。

亀井委員

1年後に災害が来るかどうかはわかりませんが、そこは可及的速やかにやらなければならないと思うのです。1年という単位ですが、そのようなのんびりした考え方ではなくて、少しでも前倒しできるように取り組んでいただきたい

いと思いますが、大丈夫ですか。

計画課長

その方向で頑張らせていただきたいと思います。

亀井委員

具体的にどこまでという話がないですが、可及的速やかに進めていただきたいということを要望しておきます。

次の質問ですが、上水道のことを聞いたので、下水道の話もお聞きしたいと思います。

下水道施設の耐震対策も含めた支援体制をお聞きします。神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定についてですが、まずこれは午前中に報告がありました。流域下水道事業に地方公営企業法を適用して健全な事業運営を図ることが言われて、それは大変重要なことと私も思っているところです。また、健全な事業運営のためには、今企業庁ともいろいろやり取りをしましたが、災害対策も大変重要なので、この2点のお話を聞きたいなと思っています。

まず、神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例を設定するという理由は何ですか。

下水道課長

下水道事業は地方財政法におきまして水道事業と同じく公営企業の一つとして規定されておりますが、地方公営企業法を適用することにつきましては任意でありまして、地方公共団体の自主的な判断に任されています。そこで条例によりまして下水道事業に地方公営企業法を適用すること、また全部適用か財務規定等のみの一部適用か、その適用の範囲を明確にすることが条例制定の理由です。

亀井委員

一部適用か、それとも全部適用かという話だったのですが、今回はどちらでしたか。全部適用を目指してやるのですか。

下水道課長

今回は下水道事業では一部適用です。地方公営企業法では、財務、組織体制、職員の身分取り扱いにつきましては、水道のように全部適用という場合もありますが、財務だけを適用する一部適用もございまして。全部適用では組織体制は原則として管理者を設置しますが、管理者が職員の任免、予算、決算、出納、執行などの権限を有してありまして、職員は企業職員として事務を行います。一方、一部適用では組織体制や職員の身分は現状とは変わりませんが、主に財務に関する規定を適用するものでありまして、具体的には会計方式を官公庁会計から複式簿記の企業会計に変えるものです。

亀井委員

一部適用と全部適用のその定義はわかっているのですが、これから全部適用を目指すのですか。

下水道課長

適用につきましては、全部適用も含めて検討しました。ただし、本県の流域下水道事業の組織体制や、それから職員の数を踏まえたと、現行の体制を大きく変えなくても、公営企業としての経営の基盤の強化は図られると考えまし

て一部適用と判断いたしました。

亀井委員

わかりました。次に、流域下水道事業に地方公営企業法を適用するという事柄なのですが、これまでと具体的に変わるところで、今の簿記の話はいいとして、具体的に何がどう変わるのでしょうか。

下水道課長

3点あると考えています。まず1点目が、財務諸表等ができますので経営成績や財政状況を正確に把握できる。これらを客観的に評価、判断できますので、経営の効率化ができると考えています。

2点目は、施設の資産評価を会計に取り入れますので老朽化の状態が把握できます。将来的な財政投資も踏まえた施設の更新計画等の策定に活用できると考えています。

3点目は、県民や流域関連市町に対してさまざまな経営上の指標をわかりやすく開示できることです。

これらによりまして、将来に向けて安定的な下水道事業の運営が可能で

亀井委員

これは令和2年4月から条例の施行という話なのですが、今おっしゃった3点、例えば固定資産評価、または会計システムの構築、もう一つは流域関連市町との調整等になるのですが、これは、今、令和2年4月を目途に進めてくださっていると思うのですが、進捗はどのぐらい進んでいるのですか。

下水道課長

まず、システムの構築ですが、システムは今年10月から令和2年度予算の策定に向けて一部稼働する予定ですので、進捗としましてはほぼ半分ぐらいは進んでいます。

それから、重要な資産評価も鋭意進めておりまして、上半期に全て終えてそのシステムに入れるというところで、ほぼ8割方終わっていると考えています。

それから最後の調整ですが、流域関連市町、それから庁内調整も含めまして、これは現在鋭意進めておりまして、ほぼ懸案については問題提起したところですが、令和2年4月に向けて進めている状況です。

亀井委員

鋭意努力をされていることがよくわかりました。今までの話の中では、法適用による経営基盤の強化は今準備を進めているという話なのですが、災害に強い施設づくり、体制の確保も、先ほど申しましたように耐震化対策等も含めて大事なのですが、下水道施設の耐震化対策、今までやってきたことは触れながら、これからどういうところを進めていこうと思っておりますか。

下水道課長

耐震対策ですが、大きく管渠と処理場、ポンプ場に分けて行っています。

管渠につきましては、地中深く埋設されておりまして、過去の実績から比較的被害が少ないと想定しておりますが、破損等が生じやすい管渠の継手部や橋梁の添架部につきましては耐震診断や現地調査を行いまして、施設の状況の把握に努めています。

処理場及びポンプ場につきましては、管渠に優先して取り組んでおりますが、

特に処理場の重要な機能であります下水を施設に取り込んで処理して消毒、放流するという一連の機能を失わないことを目標に、必要な施設の耐震工事を進めています。現在、処理場の耐震対策は相模川、酒匂川流域の4処理場におきまして、全236施設の耐震強度を確認しましたが、最新の耐震基準に照らし合わせますと111施設で強度が不足しておりました。このため、この対策につきましては鋭意進めておりまして、平成30年度末時点では約6割の施設で耐震の強度が確保されています。

亀井委員

わかりました。深掘りはしないのですが、前回の常任委員会の際に質問させていただいたのは、皆さん方の職種は人繰り、資金繰りや時間繰りが大事であって、特に人繰りの中では外国人労働者の話はさせていただいたのですが、今後県だけではなくて技術職員の大量退職が起こる可能性がある中で、技術の継承やノウハウの承継などが一番大切になってくるのですが、今後の人材の登用、人材の育成、技術職だったら一番大事な人繰りなのですが、このところをどのように考えていますか。具体には、例えば職員の採用についていろいろ考えがあれば教えていただきたいし、職員の例えば人事交流なども含めてですが、その辺のところでは何かお考えがあれば、特にお聞きしたいと思っています。

下水道課長

委員が今お話のとおり、下水道に関しましてもヒト・モノ・カネの関係につきましては非常に重く考えています。特にヒトの話につきましては、下水道は非常に特殊な技術でありまして、人事交流や技術の継承を非常に重要に考えています。現在検討中ですが、例えば広域化という観点から市町村間の交流や下水道職員の技術の継承の研修や、具体的な技術が皆さんに伝達できるようなことを考えていきたいと考えています。

亀井委員

採用のことで何か考えられることはないですか。

県土整備局管理担当課長

採用につきましては、基本的に人事委員会や人事委員会事務局で採用選考を行っているところですが、県土整備局といたしましても独自に人材確保ということで、出身大学への訪問やインターンシップ、また公募資料パンフレットの改善等、もしくは土木等の現場見学等の開催という形で採用確保に取り組んでいるところはあります。

亀井委員

人材の登用、育成について、今おっしゃったことでは少々甘いのではないかと思いますし、これは県土整備局だけではなくて企業庁ももちろんですので、これからのことを考えて人繰りの部分、人材の育成をどのように考えていくか、どのように捉えていくかということ念頭に置きながら事業を進めていただきたいということを要望して質問を終わります。